2026.11.10
第13回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料2

特別区の職員数について（変更）

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

■ 本資料について

- 第11回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会で、特別区の職員数についてご議論いただいた中で、委員から、現に行政サービスを担っている大阪市各局と調整を求める意見があり、会長から「引き続き各局と協議し精査すること」との指示があった

- これを踏まえ、各局と協議の上、次ページのとおり特別区の職員数の精査を行った

1　加算する職員数

特別区の職員数の算定方法（第11回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会）

・ 特別区の職員数は、以下の流れにより算定

①大阪市の地域特性を鑑み、人口20～100万人、人口密度が4,000人/㎢以上の自治体を抽出し、職員数と人口による回帰分析により、各特別区のモデル職員数を算出

②モデルに含まれない事務や大阪市の特性を考慮する必要がある事務にかかる人員を調整

※具体的な職員配置は設置準備期間中に精査

◆今回の精査を踏まえ、②の部分について以下の職員数を加算

項　　目	考え方	加算する職員数				
		4特別区計	淀川区	北区	中央区	天王寺区
モデルの対象に含まれない特別区の事務を加算	・モデルに十分に反映されていない、児童相談所を設置する市が担う本庁の事務に従事している職員数を加算 （例）児童福祉審議会の設置に関する事務、児童福祉施設に関する事務など	＋10	＋2	＋3	＋2	＋3
大阪市の特性を踏まえ追加配置	・保健所・保健センターについて、現在1か所の保健所を各特別区に設置することを考慮した職員数を加算	＋20	＋4	＋5	＋5	＋6
	・大阪市が行っている高度な住民サービスについては、モデル自治体において実施されている類似事務もあるものの、各特別区で高度な住民サービスが継続されるよう当該事務に従事している職員数を加算 （例）0～2歳児の保育無償化、敬老優待乗車証交付事業など	＋60	＋11	＋15	＋15	＋19
		＋90	＋17	＋23	＋22	＋28

2　加算を反映した特別区の職員数

※下線部に新たに加算する＋90人を反映

【第11回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会】

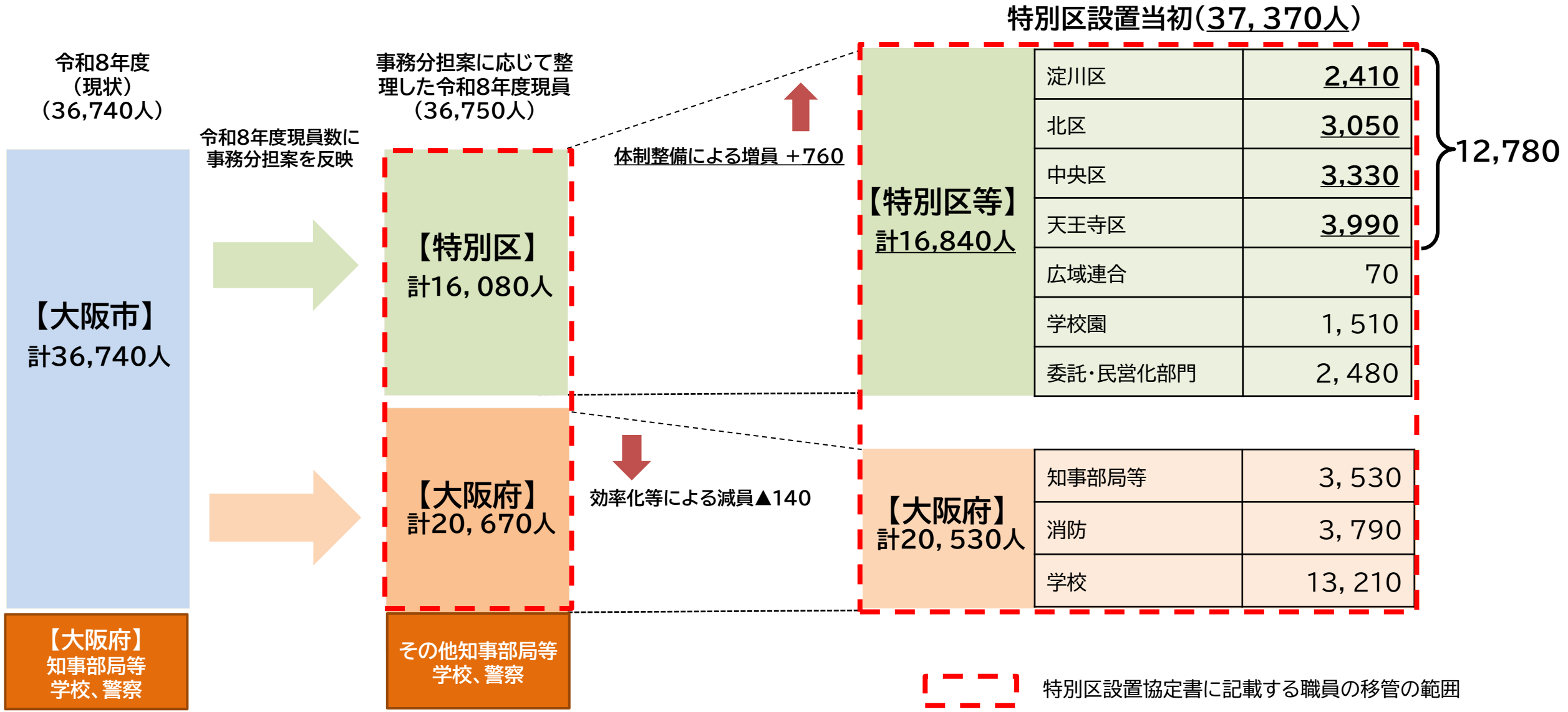
	人口	（Ⅰ） モデル （非技能労務職）	（Ⅱ）①～④ モデルの調整 （非技能労務職）	（Ⅱ）⑤ モデルの調整 （技能労務職）	特別区の職員数
4特別区計	281万人	8，500人	3，080人	1，110人	12，690人

【反映後】

	人口	（Ⅰ） モデル （非技能労務職）	（Ⅱ）①～④ モデルの調整 （非技能労務職）	（Ⅱ）⑤ モデルの調整 （技能労務職）	特別区の職員数
4特別区計	281万人	8，500人	**3,170人**	1,110人	**12，780人**

3　特別区設置に伴う職員数の推移（加算反映後）

※下線部に新たに加算する＋90人を反映



※特別区の職員数には大阪府から移管の10人を含む